

丹波篠山市立中学校部活動
および地域クラブ活動ガイドライン

令和7年11月

丹波篠山市教育委員会

目 次

1	はじめに	3
2	持続可能でよりよい部活動運営および地域クラブ活動のための体制整備	4
	○学校部活動の運営について	
	（1）各校における部活動に係る方針の策定	
	（2）活動計画及び実績報告	
	（3）活動の指導・是正	
	（4）適切な休養日等の設定	
	（5）学校等で参加する大会・コンクール等の見直し	
	（6）部活動指導員の活用	
	（7）学校部活動と休日の学校連携地域クラブ活動のスムーズな連携	
	○学校連携型地域クラブの運営について	
	（1）運営主体と参加者	
	（2）活動計画及び実績報告	
	（3）適切な指導の実施	
	（4）適切な休業日等の設定	
	（5）会費の適切な設定と保険の加入	
	（6）公式大会への参加	
3	生徒の主体性を伸ばす効果的な指導の実施 （学校部活動及び地域クラブ活動）	8
	（1）合理的でかつ効率的・効果的な指導の充実	
	ア 医・科学的な見地からの指導	
	イ 特別支援教育の視点からの指導	
	ウ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶	
	（2）安全な指導の充実	
	ア 生徒の健康管理	
	イ 熱中症への対策	
	ウ 安全点検及び安全管理の徹底	
	エ 校外での活動	
	オ 重大事故発生時の対処	
	カ 指導力向上のための研修	

4	開かれた部活動	12
	(1) 学校のサポート体制	
	(2) 「学校」「家庭」「地域」の連携	
	(3) 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置	
5	学校部活動の改革の推進に向けて 部活動の「地域展開」と「地域連携」	14
6	おわりに	14

1 はじめに

部活動は、生徒が、自らの興味・関心等を深く追求し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸ばしたり、学年や学級の枠を超えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりするなかで、社会性や人間性を育むという人間形成に資するものである。また、中学校3年間だけでなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しむ基礎を育み、発達段階に応じた心身の成長を図ることを目指している。

ところが、生徒においては、運動部・文化部を問わず、長時間にわたる活動によって、十分に休養がとれないため、学業との両立に悩んだり、スポーツ障害を引き起こしたりするなど、心身の健康を害する等の課題も見られる。また、教員の中には、未経験の部活動の顧問を担当していることや、長時間勤務による多忙感が残るなど、改善すべき課題もある。さらに、少子化の進展により、従前の体制では部活動の維持・運営が難しくなっている。

そこで、本市では、令和3年3月、スポーツ庁、文化庁及び県のガイドライン（平成30年9月）に則り、現状の課題を改善しながら、地域に開かれた、生徒や教員にとって魅力ある部活動となるための指針として、「丹波篠山市立中学校部活動ガイドライン」を策定した。

そのような中、平成31年・令和元年に、中央教育審議会や国会から、学校における働き方改革等の観点を含め、部活動を学校単位から地域単位の取組とするべきことが指摘され、令和4年6月にスポーツ庁、8月には文化庁において、学校部活動の地域連携または、地域の運営団体等に活動主体を移行する地域スポーツクラブ活動及び地域文化クラブ活動（以下「**地域クラブ活動**」という。）の取組について示された。

それを受けて令和4年12月には、平成30年に策定された「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」及び「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を統合した上で全面的に改定し、新たに「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」が新たに策定された。本市においても「丹波篠山市立中学校部活動ガイドライン」を「丹波篠山市立中学校部活動および地域クラブ活動ガイドライン」として、改定した。

○中学校学習指導要領第1章総則より（平成29年3月）

「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」

2 持続可能でよりよい部活動運営および地域クラブ活動のための体制整備

○学校部活動の運営について

(1) 各校における部活動に係る方針の策定

校長は、本ガイドラインに則り、学校の教育活動との関連を考慮し、毎年度「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、保護者への周知や学校のホームページ等への掲載により公表するとともに、その運用を図る。

(2) 活動計画及び実績報告

校長は、顧問教員（部活動指導員を含む）に対して、「学校の部活動に係る活動方針」に則り、指導方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日程等）並びに、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日程等）を作成・提出をさせる。その際、顧問教員（部活動指導員を含む）は、生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して活動計画等を設定すること。また、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などは、事前に生徒及び保護者に伝えるようにする。

(3) 活動の指導・是正

校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認により、適切な指導が行われているかを把握し、適宜、指導・是正を行う。また、毎月の勤務実績報告を教育委員会に提出する。

(4) 適切な休養日等の設定

勝利至上主義的な考えから「休養日」もほとんどなく長時間にわたる活動を生徒達に強制することは、バランスのとれた生活やスポーツ障害を予防する観点からも改善を図る必要がある。「休業日」は、家族とのふれあいやボランティア活動、地域活動などへの参加を促すとともに、心身をリフレッシュさせるためにも「休養日」とすることが望まれる。やむを得ず部活動を実施する場合にも、学校週5日制の趣旨を十分に踏まえ、部活動のみに終始する一日とならないようにするなど、配慮が必要である。活動時間においては、以下を基準とする。

<ノ一部活デーの取組>

○週当たり2日以上休養日を設定する

（平日及び土日等の休業日に、それぞれ1日以上設定する）

○1日の活動時間は、平日2時間程度、土日等の休業日は3時間程度とする。

- ・原則平日の木曜日を休養日とする。
- ・令和7年11月より丹波篠山市は月曜日を「新たな学びの日」として、原則ノ一部活デーとする取組を試行する。（ただし、祝日や振替休日、長期休業中を除く）

ただし、中体連主催の公式戦等（総体・新人大会等）及び、公式戦直前の練

習等やむ得ない事情により、上記休養日の設定が行えない場合に限り、校長の判断の下、活動日を設定することができる。その際の休養日については、活動日設定週の期間の翌週から4週間以内で、平日は平日、休業日は休業日に速やかに設定することを基本とする。

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いとする。

生徒が十分な休養をとることができるとともに、家庭や地域で過ごす機会を確保できるよう、長期休業中にはある程度まとまった休養期間（オフシーズン）を設定する。

○始業前の早朝練習については、生徒の健康面・安全面や家庭への過度の負担がかかることのないよう配慮する。

(5) 学校等で参加する大会・コンクール等の見直し

校長は、各部が参加する大会・コンクール等の全体像を把握し、生徒や顧問の過度な負担とならないよう、参加する大会等を精選する。

(6) 部活動指導員の活用

市は、部活動指導員を中学校に配置する。

部活動指導員は、公式大会引率時を除き、原則単独にて技術指導や引率などを行う。生徒が安全で充実した指導が受けられるように、顧問教員と細かな情報共有と連絡・相談を行う。管理職とも十分に連携を図る。部活動指導員の配置の意義については、学校内だけでなく、広く保護者にも周知し、理解を得る。

部活動指導員は、休日の指導については合同部活動や複数校にわたり指導を行うなど、「部活動地域連携」へ向けた取組を行う。

(7) 学校部活動と休日の地域クラブ活動のスムーズな連携

休日の地域クラブ（学校と連携した地域クラブ）に参加する生徒について、平日の放課後部活動を行う際は、当該種目の顧問教員と地域クラブ指導者が連絡を密にし、活動に混乱を生じさせないようにスムーズな連携を図る。

○地域クラブの運営について

中学校において、生徒数の減少に伴い、学校単位での部活動の維持が困難となる状況が増加している。持続可能な活動の機会の創出に向け、学校と地域との連携・協働により、新たに地域クラブ活動（学校と連携している地域クラブ、以下「地域クラブ」という。）を整備する。（「部活動地域展開」に係る取組）

地域クラブ活動は、学校の管理外のクラブ活動として捉え、学校部活動の教育的意義を継承・発展しつつ、スポーツ・文化芸術の地域振興の観点からも充実を図る。

(1) 運営主体及び参加者

本ガイドラインの趣旨を理解したうえで、持続可能な地域クラブ活動を推進する団体とし、教育委員会にその活動を認められていること。またその団体は従来行われてきた学校部活動の教育的意義を理解し、中学校との連携を十分図るよう留意すること。希望する市内中学生は休日地域クラブ活動に参加可能とする。

(2) 活動計画及び実績報告

地域クラブ運営団体および地域指導者は、指導方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日程等）並びに、毎月の活動計画及び活動実績（活動日時、場所、休養日及び大会参加日程等）を作成し、参加生徒及び保護者へ周知する。また平日の活動を担う学校部活動顧問とも活動計画を共有し、参加生徒の活動の円滑化を図る。

年間及び毎月の活動計画及び月別の活動実績については、教育委員会まで報告する。

(3) 適切な指導の実施

地域クラブ活動の運営団体、地域指導者は、参加生徒の心身の健康管理、事故防止を徹底し、体罰・ハラスメントがない指導を心がける。参加生徒との十分なコミュニケーションを図りつつ、適切な休養、過度の練習の防止や合理的かつ効率的・効果的な練習の積極的な導入等を行う。また、ケガ防止等の観点から発達の個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を修得する。

(4) 適切な休養日等の設定

地域クラブは、学校と連携したクラブ活動であることから、本ガイドラインに則り、参加生徒の志向や体力等の状況に応じて適切な活動時間とする必要がある。地域クラブ活動の運営団体・実施主体は、生徒の心身の成長に配慮して、健康に生活を送れるよう、「学校部活動の運営（4）」に準じ、〈ノー部活デーの取組〉の活動時間を遵守し、休養日を設定する。その際、学校部活動と地域クラブ活動が併存することから、生徒の成長や生活全般を見通し、地域クラブ運営団体、地域指導者と学校、顧問が連携し、調整を図ることが必要である。

ア 学期中は、平日の学校部活動の時間と合わせて、週当たり2日以上休養日を設定する。週末の地域クラブ活動は、少なくとも1日以上を休養日とする。公式大会参加等で土日両日活動した場合は、顧問と連携し、平日の学校部活動の1日を休養日にあてるか、他の休日に振り替える。

イ 学校の長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、生徒が十分な休養を取ることができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

ウ 地域クラブの活動時間は、長くとも平日では2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は原則として3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

エ 地域クラブの休養日及び活動時間等の設定については、学校の実情に合わせて、定期テスト前の休養日や、休日の学校行事（参観日、体育祭、文化祭、修学旅行等）当日や翌日の休養日を設定するように配慮する。

（５）会費の適切な設定と保険の加入

地域クラブ活動の運営団体は、保護者の理解を得て、会費を徴収し、活動の維持・運営にあたる。

地域クラブ活動の運営団体は、指導者や参加する生徒等に対して、自身の怪我等を補償する保険や個人賠償責任保険に加入するよう促す。

（６）公式大会への参加

従来学校部活動として参加してきた公式大会やコンクール等に、地域クラブとして参加する場合は、運営団体や地域クラブ指導者は大会運営や準備等に協力する。

（参考）スポーツ団体ガバナンスコード＜一般スポーツ団体向け＞

https://www.mext.go.jp/sports/b__menu/sports/mcatetop10/list/detail/1420888.htm

3 生徒の主体性を伸ばす効果的な指導の実施（学校部活動及び地域クラブ活動）

(1) 合理的でかつ効率的・効果的な指導の充実

ア 医・科学的な見地からの指導

顧問教員（部活動指導員を含む）および地域クラブ指導者は、以下のことを理解し、競技種目の特性や創作活動の特殊性に配慮した、活動内容等を踏まえた科学的トレーニングの積極的な導入を図り、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行うことが必要である。

- ① トレーニング効果を得るために休養を適切に取ること
- ② 過度の練習がスポーツ障害・外傷のリスクを高め、生徒の心身にも負担を与え、必ずしも体力・運動能力、技能の向上につながらないこと。
- ③ ケガ防止等の観点から発達個人差や女子の成長期における体と心の状態等に関するスポーツ医学やスポーツ栄養学の正しい知識を修得すること

(参考) 中高部活女子の健康課題解決のための情報プラットフォーム「Girls in Sport」

<https://research-center.juntendo.ac.jp/jcrws/girlsinsport/>

(女性スポーツ研究センター)

- ④ 生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウト（燃え尽き症候群）することなく、技能や記録の向上等それぞれの目標を達成させること

【指導方法の基本】

- ① 説明（言葉で教示）
- ② 手本（動きを観察させてイメージ化）
- ③ 試行（繰り返して練習）
- ④ 評価（「もう少しこうすればさらに良くなる」（肯定的評価））

【求められている指導】

☆ 生徒の自主性、個性を尊重した指導

- スポーツや芸術文化活動の楽しさを実感させる
- 仲間との交流を充実させる
- わかる喜びを体験させる（新しい発見）
- できる喜びを体験させる（成就感）

☆ 対話を重視した指導

- ポイント（動きのコツ）を的確に言葉で教える
- 激励、賞賛を欠かさない

指導者からの一方向の指導ではなく、個々の生徒が、自分の目標や課題、部活動や地域クラブ活動内での役割などを自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげられるよう支援すること。生徒の意思を尊重し、生徒の活動について理解することが大切である。

イ 特別支援教育の視点を生かした指導

多様な特性をもつ生徒がおり、練習や試合等で困り感が解消されずに、注意ばかり受けて辛い思いをすることもある。生徒の困難さに着目した組織的にきめ細やかな指導を行うことが大切である。

ウ 体罰・暴言・ハラスメントの根絶

指導に当たっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰等を厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を部活動に関わる全ての指導者がかもち、それらを行わないようにするための取組を機会あるごとに行うことが必要である。また、保護者等も同様の認識をもつことが重要であり、部活動では校長や顧問教員（部活動指導員を含む）、地域クラブでは運営団体や地域指導者が積極的に説明し、理解を得られるようにすること。

(2) 安全な指導の充実

けがや事故を防ぐためには、生徒一人一人に安全に関する知識や技能を身につけさせ、生徒自身が積極的に自分や他人の安全を守れるようにすること。特に、定期考査や学校行事（体育的活動等）、長期オフシーズンの直後は、熱中症をはじめ事故発生の危険性が高まることから、個々の体調に十分配慮し、無理のない練習内容とすることが重要である。

ア 生徒の健康管理

生徒は一人一人の発達段階、体力、習得状況が異なることから、練習の事前事後の健康観察や練習中も動きや顔色などにより健康状態を把握し、無理のない活動となるよう状況に応じて柔軟に対応すること。

中学生の時期は、心身ともに急激な成長をする時期であり、特に運動部活動および運動地域クラブにおいて、適度な運動は健康増幅につながるが、過度な運動は健康を大きく害することを理解し、中学生時期の健康に十分配慮した指導を行うことが大切になる。肉離れや疲労骨折など外科的な故障だけでなく、疲れやすい、疲れがとれないなどの症状や貧血などの症状が続くような内科的な面にも十分気を配り、配慮すること。

(熱中症およびその他学校での事故等の対応参考)

○独立行政法人日本スポーツ振興センター

・学校等での事故防止対策集

https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/337/Default.aspx

イ 熱中症への対策

練習前及び活動季節や時間帯によっては、必要に応じて適宜、気温・湿度を確認し、「熱中症予防運動指針」（右図）（公益財団法人日本スポーツ協会）に示される環境条件の評価を参考に、運動の可否を判断すること。

また、顧問教員（部活動指導員を含む）、地域クラブ指導者、生徒が熱中症予防策を十分理解して運動に取り組むとともに、近年の気候状況を鑑み、暑くなり始める5月頃より熱中症の可能性を予測し、練習内容や通気性のよい服装の着用及び着帽の勧奨について適切に指示すること。

熱中症予防運動指針				
WBGT ℃	湿球温度 ℃	乾球温度 ℃	運動は 原則中止	WBGT31℃以上では、特別の場合以外は運動を中止する。特に子どもの場合には中止すべき。
31	27	35	厳重警戒 (激しい運動は中止)	WBGT28℃以上では、熱中症の危険性が高いため、激しい運動や持久走など体温が上昇しやすい運動は避ける。運動する場合には、頻繁に休憩をとり水分・塩分の補給を行う。体力の低い人、暑さになれていない人は運動中止。
28	24	31	警戒 (積極的に休息)	WBGT25℃以上では、熱中症の危険が増すので、積極的に休憩をとり適宜、水分・塩分を補給する。激しい運動では、30分おきくらいに休憩をとる。
25	21	28	注意 (積極的に水分補給)	WBGT21℃以上では、熱中症による死亡事故が発生する可能性がある。熱中症の兆候に注意するとともに、運動の合間に積極的に水分・塩分を補給する。
21	18	24	ほぼ安全 (適宜水分補給)	WBGT21℃未満では、通常は熱中症の危険は小さいが、適宜水分・塩分の補給が必要である。市民マラソンなどではこの条件でも熱中症が発生するので注意。

【熱中症予防のための指導のポイント】

- (ア) 直射日光の下で、長時間にわたる運動やスポーツをさせることは避ける。
- (イ) 屋外での運動やスポーツを行うときは、帽子をかぶらせ、できるだけ薄着をさせる。
- (ウ) 屋内外に関わらず、長時間の練習はこまめに水分や塩分を補給し、適宜休憩を入れる。
- (エ) 常に健康観察を行い、生徒の健康管理に注意する。
- (オ) 生徒の運動技能や体力の実態、疲労の状態等を把握するように努め、異常が見られたら速やかに必要な措置をとる。
- (カ) 生徒が心身に不調を感じたら申し出て休むよう習慣付け、無理をさせない。

(独立行政法人日本スポーツ振興センターより引用)

ウ 安全点検及び安全管理の徹底

予測される危険性の事前確認や用具・練習場などの安全点検を徹底すること。特に新入部員、新入クラブ参加生徒については、経験が少なく器具などの扱いや活動内容についても不慣れなことから、安全に十分配慮した指導を行うこと。

また、重大な事故に繋がる恐れがある場合は競技特性や活動内容を十分に考慮し、事故防止に向けた安全管理を徹底すること。

エ 校外での活動

部活動において、練習試合や大会・コンクールへの参加など、校外で活動する場合は、実施日や活動場所、引率方法など、必ず事前に校長の承認を得る必要がある。

対外試合等による校外への移動については、原則、公的交通機関（貸切バス・タクシー等含む）を利用すること。また、集合及び解散場所は、校区内を原則とし、顧問教員

もしくは部活動指導員の引率を厳守する。

地域クラブにおいて、練習試合や大会・コンクールへの参加など、校外で活動する場合は、適宜集合、解散場所を指定し、地域指導者が引率する。

交通費等を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、定期的に保護者に報告すること。

オ 重大事故発生時の対処

日頃から、一次救急医療機関の連絡先が記載された危機管理マニュアル（フロー図）を職員室や体育館などの顧問教員（部活動指導員を含む）がすぐに確認できる場所に掲示すること。また、心肺蘇生法、AED使用などの応急処置についても、全ての顧問教員（部活動指導員を含む）が熟知し、確実に実践すること。

カ 指導力向上のための研修

教育委員会や学校は、事故の予防や効果的な指導など、指導者の育成を目的とした研修会を実施する。

4 開かれた部活動

(1) 学校のサポート体制

部活動は、学校教育の一環として、顧問教員に任せきりにならないよう、複数顧問制度など学校組織全体での運営や指導の目標・方針の作成が必要である。また、顧問教員（部活動指導員を含む）間で意見交換を行い、指導内容や新しい指導方法など、情報共有を図ることも必要である。また部活動指導員を配置する部活動においては、専門性を有する指導員に指導を一任し、顧問教員の時間的・精神的な負担軽減を図る。

<部活動の活性化を図る取組>

【顧問や教職員が複数で見守る体制の整備】

- ① 校長は、顧問の決定に当たっては、教員の他の校務分掌を勘案した上で、適切な校務分掌となるよう留意し、学校全体での適切な指導・運営体制構築を図ることとします。
- ② 校長は、適正な数の部を設置し、活動内容の把握に努め、適宜、指導・是正を行うとともに、法令に則り、業務改善及び勤務時間管理等を行います。

生徒の授業や学級活動と違う一面を発見することができるので、できるだけ部活動にかかわりましょう。顧問、担任、養護教諭等が連携を図り、一人でなく複数の教職員で部活動を見守りましょう。

【各顧問の情報交換】

経験の浅い指導者に部活動の在り方や運営・指導方法等についてアドバイスをする機会として顧問会を活用しましょう。

(兵庫県教育委員会 いきいき運動部活動、文化部活動の在り方に関する方針より抜粋)

ただし、部活動指導員については、その業務の特性上、単独での指導・引率がのぞましいため、必ず複数体制をとる必要はない。(公式大会・コンクール等のぞく)

ただし顧問と情報共有を密にし、生徒の安全管理や人間関係によるトラブル防止に努める。

(2) 「学校」「家庭」「地域」の連携

「より高い水準の技能や記録に挑みたい」、「自分のペースでスポーツを楽しみたい」など、生徒の多様なニーズを把握し、①活動内容や実施形態の工夫、②複数校による合同実施、③地域のスポーツ指導者の活用、④スポーツ協会・文化芸術協会等の地域の関係団体との交流などを図り、学校・家庭・地域が連携することが必要である。

<部活動を支える3本柱>

<p>学校</p>	<p>① 適切な活動方針及び計画の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校長は毎年度、活動方針を策定し、ホームページ等への掲載による公表を行います。 ・顧問は、年間活動計画並びに月間活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出します。 <p>② 生徒の自主性や、練習の質を高める工夫と実践</p> <p>③ 「ノー部活デー」の設定と休養日の確保</p> <p>生徒の発達段階や体力等のレベルにあわせた多様なニーズに対応した練習計画の作成や、目指すチームの目標を生徒に示しましょう。生徒がバランスのとれた生活がおくれるよう学業・生活面の指導に配慮しましょう。</p>
<p>家庭</p>	<p>① 運営に対する理解と協力</p> <p>② 顧問と保護者のコミュニケーションの場への参加</p> <p>③ バランスのとれた食事</p> <p>④ 十分な睡眠と休養</p> <p>生徒の生活の基本は家庭です。保護者との意思の疎通を大切にし、話し合う場を設けるなど、信頼関係を深めましょう。</p> <p>⑤ 部活動改革への理解</p> <p>学校単位から地域単位へ、今後部活動改革が進んでいくことを、市教育委員会と連携を図りながら、丁寧に説明しましょう。</p>
<p>地域</p>	<p>① 運営に対する理解と協力</p> <p>② 外部指導者として協力</p> <p>外部指導者をお願いする時には、学校や部活動の方針や実態をていねいに説明し理解を求めましょう。※外部指導者は、顧問を支援する立場のため、「部活動指導員」とは性質上異なります。</p> <p>③ 部活動指導員・地域クラブ指導者として協力</p> <p>市教育委員会では、引き続き「部活動指導員」や「地域クラブ受皿団体」の公募を進めます。</p>

(3) 生徒の多様なニーズを踏まえた部活動の設置

学校は、生徒の部活動に関するニーズが、技術の向上以外にも、友だちと交流し、適度な頻度で活動できる等、多様であることを踏まえ、生徒のニーズを踏まえた部を設置すること等により、より多くの生徒の活動機会の創出を図ることが必要である。

校長は、学校の実態を踏まえ、生徒の安全確保、教員の負担軽減の観点から、円滑に部活動が実施できるよう、教職員や保護者等と協議を行い、理解を得ながら決定す

る。

また、少子化に伴い、単一の学校では部を設けることができない場合には、生徒の活動の機会が損なわれることがないように、複数校で実施する合同部活動等の取組を推進する。合同部活動の今後の在り方について、中学校体育連盟との連携も必要である。

5 学校部活動の改革の推進に向けて 部活動の「地域展開」と「地域連携」

少子化が進む中、従来の学校単位による体制での運営が困難になっており、近隣の中学校との合同部活動を経て、合同チームとして大会やコンクールに参加する種目や活動も年々増加している。また、教職員が顧問を務めるこれまでの指導体制の継続が長時間労働の要因の1つとなるなど、従来の部活動の在り方を見直す必要性も求められている。

そのような中で、将来にわたり生徒がスポーツ・文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、速やかに部活動改革に取り組むことの重要性が求められている。

「部活動地域展開」とは、これまで学校が担ってきた部活動を、活動の主体を地域クラブの運営団体に移し、学校管理外の活動として、従来の「学校単位の活動」から「地域単位の活動」へと移行することを言う。

「部活動地域連携」とは、あくまでも活動の主体を学校管理下に置きつつ、部活動指導員による指導に重点を置き、休日活動については従来の学校単位の部活動ではなく、合同部活動等を実施するなど活動の幅を広げる。

令和8年度以降、「兵庫県部活動地域移行推進計画」に基づき、丹波篠山市では部活動運動種目、芸術・文化活動の実情に応じて、「部活動地域展開型」「部活動地域連携型」のどちらかの実施型により活動の形を変え、学校単位ではなく、地域単位での活動体制を整えていく。その中で、原則休日の活動について、教員が従事しない体制づくりを目指す。（「部活動地域展開」に係る地域クラブの指導を兼職兼業で行う場合を除く）

6 おわりに

部活動の形態が時代とともに大きく変化し、大きな改革期を迎えている。従来の学校単位の部活動から、地域を主体とした持続可能な体制を実現し、生徒にとって生涯にわたり豊かな人生を実現する資質・能力を育む基盤として、持続可能なものにするために、本ガイドラインが、中学校、家庭、地域、地域クラブ関係者で共有され、本市の課題の改善に向けた取り組みにつながるように有効に活用していくことが大切である。